

令和元年度 あさぎり町議会第6回会議会議録（第16号）						
招集年月日	令和元年10月11日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和元年10月11日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	令和元年10月11日 午前10時34分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	岩本恭典	○	9	豊永喜一	○
	2	市岡貴純	○	10	永井英治	△
	3	難波文美	○	11	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	12	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	13	奥田公人	○
	6	久保尚人	○	14	溝口峰男	○
	7	小出高明	○	15	久保田久男	○
8	森岡勉	○	16	徳永正道	○	
議事録署名議員	5番 橋本誠 6番 久保尚人					
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸 事務局書記 丸山修一					
地方自治法第121 条により説明のため出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	教育長	米良隆夫	○
	副町長	加藤弘	○	教育課長	木下尚宏	○
	総務課長	土肥克也	○			
	企画財政課長	片山守	○			
	農林振興課長	甲斐真也	○			
	商工観光課長	北口俊朗	○			
	建設課長	大藪哲夫	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

## 議事日程（第16号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 議案第29号 令和元年度あさぎり町一般会計補正予算(第7号)について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 議案第29号 令和元年度あさぎり町一般会計補正予算(第7号)について
- 

## 午前10時 開会

●**議会事務局長（大林 弘幸君）** 起立願います。礼。着席ください。

◎**議長（徳永 正道君）** ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、令和元年度あさぎり町議会第6回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

◎**議長（徳永 正道君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は会議規則第124条の規定によって、5番、橋本誠議員。6番、久保尚人議員を指名します。

### 日程第2 議案第29号

◎**議長（徳永 正道君）** 日程第2、議案第29号、令和元年度あさぎり町一般会計補正予算第7号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●**町長（尾鷹 一範君）** 皆さんおはようございます。議案第29号、令和元年度あさぎり町一般会計補正予算第7号について提案いたします。令和元年度あさぎり町の一般会計補正予算第7号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,242万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億7,000飛び75万6,000円とするものがございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎**議長（徳永 正道君）** 企画財政課長。

●**企画財政課長（片山 守君）** おはようございます。それでは令和元年度あさぎり町一般会計補正予算第7号について説明いたします。第1条第2項から朗読させていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条地方債の追加及び変更は第2表地方債補正による。次に5ページをお願いいたします。第2表地方債補正でございます。追加でございますけれども、公共土木施設災害復旧事業分でございます。下段の変更でございますが、社会教育施設整備事業分につきまして、表右側の欄、補正後の限度額が変更となるものがございます。なお、追加変更ともに起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前当初予算と同じでございます。次に8ページをお願いいたします。歳入から説明いたします。最上段の目1地方交付税です。今回の補正予算の不足する財源につきまして普通交付税を充当したものでございます。次に10ページをお願いいたします。歳出でございます。2行目の目15、地域情報通信基盤整備推進事業費の工事請負費でございます。公民館の建てかえが今回計画されておりますが、永才公民館につきまして敷地内に現行の防災無

線のラップがありまして、このラップをならすための機具については、公民館の建物内に置かせていただいているところでございます。今回この公民館が建てかえのために取り壊されるということで機具の移転が必要となりますので、建てかえ期間中も防災無線を引き続きならす必要がありますので、現行のラップの支柱に新しくボックスを取りつけてその中に記号移転させることとしましたので、工事請負費を計上するものです。企画財政課分は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） おはようございます。では引き続き総務課所管分を説明いたします。総務課所管分の歳入の補正はございません。10ページをお願いいたします。歳出でございます。最上段、目6財産管理費におきまして、今回未利用地であり、かつ今後の利用の見込みがない町有地を一般競争入札により売り払うための売却予定価格を決定するため、不動産鑑定委託料を計上するものでございます。次に給与費明細につきまして御説明申し上げます。12ページをお願いいたします。ここから給与費明細をつけておりますが、まず特別職につきましては今回補正はございません。次13ページをお願いいたします。今回一般職につきまして後ほど説明いたしますが、公民館費において時間外勤務手当を補正しております。その額を示すものでございます。次のページ14ページをお願いいたします。このページにつきましては、今回補正する増減額の明細を事由別に内訳を示すものでございます。今回時間外手当3万3,000円を補正いたします。その理由はその他とするものでございます。以上で総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 農林建設課長。農林振興課長。すいません。はい。

●農林振興課長（甲斐 真也君） おはようございます。農林振興課所管分の補正予算につきまして説明いたします。歳入からとなります。8ページをお願いいたします。4枠目の目4農林水産事業費県補助金、節3林業費補助金の林道点検診断保全事業補助金は、橋梁点検事業費の増額により補助率2分の1分の県補助金を受け入れるものです。続きまして歳出となります。10ページをお願いいたします。2枠目となります。目4林道維持費、節13の橋梁点検委託料は、18路線の林道に整備された橋梁36橋について予算を計上し点検診断を実施することとしておりましたが、労務費の増額と消費税の引き上げにより、86万3,000円を追加し、事業費が1,015万6,000円から1,101万9,000円となるものです。以上で農林振興課所管分の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい、それでは商工観光課所管分を説明いたします。歳出のみです。10ページをお開きください。3枠目の目1商工総務費、節13委託料、ふるさと振興社経営診断委託料です。これにつきましては8月末に実施いたしました公益財団法人日本生産性本部コンサルティングの無料経営診断報告書を踏まえまして、さらに中小企業診断士に指導サポートを委託して経営改善を図っていくものであります。実施内容といたしましては、収益性事業の売り上げアップ、そして公益性事業の効率化、そして経営のPDCAの仕組みづくり等を考えております。実施スケジュールにつきましては、本年の11月より令和2年の3月までを予定しております。以上、説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。おはようございます。建設課所管分の予算について説明いたします。8ページをお願いいたします。歳入です。上から3枠目の目6災害復旧費補助金です。今年6月29日から7月3日の梅雨前線豪雨によりまして災害が発生いたしております。町道皆越線と重要河川である櫛木川でございます。その2カ所の災害に伴う災害復旧費補助金として受け入れるものでございます。1番下の枠の目8災害復旧債は、災害復旧費補助金で説明いたしました2カ所の災害復旧工事の財源として借り入れるものでございます。11ページをお願いいたします。歳出となります。1番目の枠の目1公共土木施設災害復旧

費の節15工事請負費につきましては、歳入で説明いたしました町道皆越線と櫛木川の災害復旧にかかる工事費を計上したものでございます。以上、建設課の所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） おはようございます。それでは教育課所管分について説明をいたします。8ページをお願いいたします。歳入でございます。2枠目、目4教育費負担金、節3公民館費負担金でございます。二つの行政区公民分館施設2館の建設を計画しておりますけれども、公民分館等施設整備補助規則によりまして、事業費の1割を負担していただくこととなっております。その負担額を計上しております。なお、一つの行政区からにおきましては5年間の分割納入を計画されておりますので、その分の計上となっております。次に最下段目6教育債です。節2社会教育施設整備事業債につきましても公民分館2館の建設事業に伴います起債でございます。続きまして歳出でございます。10ページをお願いいたします。最下段目2公民館費、節3職員手当等、時間外手当でございますけれども、今回の公民分館建設に際しまして、行政区の方々との協議回数が設計内容等の見直しなどにより増えましたので、その分を計上させていただいております。節13委託料でございます。公民分館建設2館の工事監理委託料となります。節15工事請負費につきましても、公民分館節2館の建設事業費でございます。教育課所管分につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 他に説明漏れありませんか。提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 1点お伺いしますが、今回の公民館の建設について全協でも説明があっておりましたが、詳細の説明を省いてありました。今回は2つの公民分館の建設で、別々にですね、永才と今井区の事業費をもう少し別々に示していただければと思います。永才は68.81坪。ということが明確に示されておりますが、今井は示されておられません。坪単価がどれぐらいになるのかさっぱり見当つきません。ましてやこの事業費の中では多分に解体費等も入ってるのではないのかな。ですからもう少しですね、明細をわかりやすくお示しいただければというふうに思います。次年度からの希望もする行政区もあるわけで、そういった今回の件についてが非常にこう参考になるものになれてきますんで、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。もう1点、これは町長にお伺いしますが、今後の公民館建設がかなり希望が出てきます。基本的なことをしっかりとはやっぱり示さないと、今のように事業主体が町だあるいは区が事業主体になるとか、いろんなばらばらな話が出てます。私はそうでなくして、やっぱり基本的なことをしっかりと示すべきだというふうに私は思います。でないと、行政区の区長さんたちも非常に困られると思いますし、悩まれると思います。それともう1点はやはりせつかくの木材がですねこれだけ上地区の財産区もあったわけですが、優秀な材がかなりあります。私はそういったものを活用した上で、事業費を下げていくというようなことも私は考えていかないかんとします。ですから、もう少し次年度に向けたところでですね、その辺はどのようにお考えになってるのかということをお伺いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、今井区の坪数ということでございますが、すいません、ここに今井区の延べ床面積を述べさせていただきますが、のべ床面積につきましては204.86平米というふうになっております。それから、事業費の明細ということでございますが、今回今議員がおっしゃったとおり、今回の事業費の中には解体費等も含めております。で、今井区につきましてはそれプラス給水の引き込み、それから浄化槽設備等の経費も含まれております。ですので事業費の増加という部分がございます。直接工事費等につきましては一覧表にしてお示しできればというふうに思いますので、その資料は今現在はお示しすることができませんが、後ほどお示しできればというふうに考えます。よろしくお願いいたします。以上でござい

ます。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 事業主体については、今担当課と協議を重ねているところでございます。町が事業主体になるのか建設する地区が事業体になるのか、そのところを協議しているところでございますが、これからのやはり工事費を軽減するためには行政区のほうに任せるべきではないかというようなことを考えてます。ただやはり一度町が今年度今井地区とそれから永才地区で行いましたので、それを今後の建設予定の行政区の区民の皆さんが御理解いただけるかどうか、そういうところを丁寧に説明をする必要があるというふうに認識しております。それから建設費につきましては、これから建てる場所は戸数にして50戸あるいは70戸80戸90戸というところの住宅を建てることとなります。ですので、ひとつ基本設計をつくって、例えば地域住民の戸数が50戸から70戸であれば大広間の面積は大体何十畳あるいは小会議室は何畳台所の規模がこれだけです、トイレの便器は何戸ですよ。そういうふうにやっぱり地域住民の戸数によっていくつかのパターンをつくって、基本設計をつくることでそれによってコストの軽減が図られるまたそれによって先ほど言われたような使用する木材が詳しい詳細なデータが出てきます。それによってあらかじめ町有林を伐採するときに必要な木材を切り出して、そしてそれを製材して乾燥保存することができます。特に木材は冬場のときに切った木と夏場の時に切った木ではもう建築した後の寿命が随分違ってきますので、できるだけ計画的に冬場に伐採することで、建築の寿命が伸びてきますので、そういうことも考えて進めていきたいというふうに考えまして、県の林務課のほうに相談に行きましたところ、熊本県建築士協会を紹介されました。そこでは熊本地震の後に、やはり復興住宅を安い価格で建てるためにいろんな取り組みがされてきて、それによってさきほど申しましたような基本設計に対するいろんなノウハウを持っておられます。それで教育課とそれからこれは建設課にもお願いしまして、二つの課熊本県建築士協会のほうにいろいろ勉強に行って情報を得て、そしてそれで住宅・建築どのようにしていくか。地元的设计士さんとも入っていただいて考えていきたいと思っております。またこれを行うことによって、あさぎり町の一般住宅建設にも私はプラスになってくると思います。安い価格の住宅を提供することで、産直住宅、産業の活性化にもつながると思っております。そこに期待しまして、今これから研究を始めるところで、来年に間に合うようにですね、取り組んでいきたいと考えております。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。他にございませんか。小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 12番です。類似の質問となりますけど、ちょっと別の角度からお伺いします。総務文教委員会とか、全協です。次に公民館分館を建設する際に、できるだけ建設事業費を下げるために許認可地縁団体として過疎債を使えるような形でやりたいというお答えを確か総務課長からいただいたと思うんですけど、その際にですねやはりそういうことになった場合に、公民館の登記の問題とか、それから一応公共施設等ですね総合管理計画等の変更とか、規則等の変更も生じるのではなからうかと思うんですね。だからその辺のところも加味した上で認可地縁団体というふうなこともこの前出たのかどうかそれのところを明確に基本的な計画とか、規則は変えられますけど、そういうところについての考えが及んでおられるのかについて伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、この公民館建設事業に当たっては、町が代行事業で行う事業、または地元が事業主体となって行う事業が考えられます。町としましては、ぜひ地元、その分館で建設いただくことを推進することにしております。その際に、議員おっしゃったとおり、有利な起債を活用するためには、認可地縁団体そしてその法人格を有することが必要になってまいります。先般の常任委員会または全員協議会の中で、申し上げましたとおり、今後認可地縁団体に認定するための処理要綱を定めることとしております。

どのような手続、どのような様式が必要であるかを定め町部局で処理をしていくこととなります。あと財産規則等々の所要の改正は必要になってくる部分もあるかと思いますが、まずは認可地縁団体をより進めやすくするような体制をとっていきたいと考えているところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 認可地縁団体においては不動産の大体の名義をもって登記ができるというような以前に公民館分館等について、主体は町で所有権を町というふうなことでございましたけど、今後ですれそういうふうな地縁団体に事業主体でやる場合に、登記はどのようになされるのか、そういう区のものなのかその地縁団体の登記としてすることも可能になりますので、その辺はどうお考えか、それから補助規則の中においてはもう事業費の算出は公共工事の基準によるものと明確にうたってございますので、この辺のところも見直しをして公共工事の単価ではいかないというふうなことも考えた上でございましょうか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。1点目の所有権といいますか、その登記関係につきましては、おっしゃったとおり認可地縁団体において登記をすることが可能です。今後認可地縁団体の認定を受けて事業主体となって建設した施設につきましては、その認可地縁団体で登記を行っていただくということは所有をしていただくという考えであります。建設単価につきましては、やはり事業主体が認可地縁団体になりますので、そちらのほうで積算設計等をいただくこととなります。ただ補助の対象でございますので、補助を交付する際には設計の内容、図面等を確認して決定することになると考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 団体に登記をした際はもうその区の所有物としてということでございますので、総合管理計画におきます管理する対象の公共物として公民館集会場も入っております。入るところと入らないところと別々にありますけどその辺のところには、何の不都合はございませんか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。総合管理計画には、公民分館等も記載し、今後の方針等を定めております。今後、認可地縁団体に事業を実施し、登記を行った場合には当然町の財産ではございませんので、総合管理計画からは削除するものと考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 市岡議員。

○議員（2番 市岡 貴純君） 2番市岡です。関連ですけれども1点だけお伺いいたします。先ほど町長言っておられました確かに実情に、地域の実情に応じてのサイズといたしますか、過剰にはしないということも必要と思います。後私たちは須恵深田地区に関しましては、やはり合併当時にやはり施設こうコンパクトにやっていきたいと思います。ということで皆さんの御理解いただいて、地区の合併等もさせていただいております。今後はやっぱりそういったところをですね立てていくにおいて、まず下調べとして本当にこの公民館が今避難にもなると、皆の集会にもなると、少しずつこう気持ちもまとまってきたところでもありますけれども、そういったところで本当にこのオリンピック需要、そして万博需要が今後も続きます。その中でおいて一時的に物価が上がっているものなのか、継続的に今後続くものなのかっていうのも精査してもらった上で、行っていかなくてはいけない事業だと思いますし、手を挙げてらっしゃるところもいち早くっていうところが本音でしょうけども、ほんとに見たときに、地域の実情と家の持ち具合といたしますかっていうのとほんとにあの地域の人達に御理解をいただきながら進めていかなければ、今後の事業費に関してはもっと膨らんでいくものっていうところも推測はできておりますので、そういったところをどのようにお考えでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、確かに市岡議員言われるように今特需が続いています。オリンピックそれから

また万博と続くようなことを言われてます。ですからそういうふうな経済的な流れでその後いろんなものが物価が下がる、あるいは人件費が今高騰しているものが続いてくる。そういうものも見ながらやはりもう少し時間をかけていいのであれば、しばらく冷静になる時期を見て建築をしていく。そういう考え方も一つの考え方だと思います。もう一つは、やはり合併特例債があるうちに、そういうものを利用できるときにやったほうがいいというような考え方も庁舎内にありますので、今の市岡議員の御意見をまたよく調べて私たちも勉強しながらですね、どちらが町にとっていいのか、財政にとっていいのか、また地域住民にとっても御理解いただけるのか、そういうのを精査しながら進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） はい、6番久保です。我が町もですね区の再編等昔からずっと課題として取り組んでいかなければならないことになってますけれども、これが遅々として進んでいない。今回このような形で公民館分館がですねどんどん新築されていく、更新されていくということは、逆に再編を妨げる原因というのにも今後なってきたりせんかっていうところは十分に心配するところなんですけれども、その辺のところは十分お考えの上で今後進めていかれるということですよ。考えてらっしゃいますか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、当然地区の合併、そういうものも頭の中に入れながら、公民館の建てかえを考えておられる分館がどこと合併するのか、そこの合併する地区についての公民館は今上どういう状況なのか。そういうのも踏まえながらやはり計画はしていかなければならないと考えています。ただやっぱり合併については、やはり若い層と高齢者の層とで考えが違います。この前敬老会に行きましたときにある地区ではですね、合併しているのに敬老会は別々に行われている。そういうなかなかやはり住民感情がありまして、そういう中で地域住民との方との会話を重ねながら、今久保議員が言われるようなですね要するにもう合併してもいいような地区に別々2つ建てるというふうな無駄な投資はしないでいいような努力を重ねていきたいと考えております。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） 町長がおっしゃるような形でやるとすればですねやはり合併させてしてもらうところは町側としてどんどんやはり後押ししていく何か施策が必要になってくるんじゃないかなと思うんですよ。皆さんやっぱりもう今のままで十分満足されているので、何も動きを町側がしなければ多分もう合併は進まないと思うんですよ。ただその中で住んでる方々はどんどん減って行って、その地域を支えていく人達、若い人達等も減ってくる。その地域で何か催しをするときに支えてる方々がいなくなる。どんどん小さくなるのに、その公民館新しく作ってしまうと、やはりそれがまた一つの問題となって次の合併に進んでいきづらくなるということは十分に考えられると思っておりますので、ぜひもう合併に関しては、もう今まで今までの町長はやっぱり避けてきた部分があると思うんです。でもここでぜひその辺のところは前向きに取り組んでいただかないと、特にもう2050年に1万人程度の町になると言われてるわけですから、これはぜひ今回の4年間の中でやっていただきたいなと、前向きに取り組んでいただきたいなと思っておりますけれども。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、そのような取り組みをですね、やはりあのこれは行政指導だけでもできるものではありませんので、地域の方に協議をお願いしながら一緒になって町とその当該の地区と一緒に協力を進めていくように私自身もしっかりとそういう認識で動いていきたいと考えます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。本日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めますしたがって条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長（徳永 正道君） これで本日の会議は全部終了しました。会議を閉じます。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。

#### 午前10時34分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年1月10日

議長 徳永 正道

署名議員 橋本 誠

署名議員 久保 尚人